

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書

わたしたちは、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」のもと、仕事と家庭をともに大切にする職場環境づくりに積極的に取り組むことを宣言し、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業として登録します。

企業名				
代表者	役職		氏名	
業種 〔該当するもの 1つに○を付けて ください〕	☐ 1 農業、林業、漁業 ☐ 2 鉱業、採石業、砂利採取業 ☐ 3 建設業 ☐ 4 製造業 ☐ 5 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 6 情報通信業 ☐ 7 運輸業、郵便業 ☐ 8 卸売業、小売業 ☐ 9 金融業、保険業 ☐ 10 不動産業、物品賃貸業 ☐ 11 学術研究、専門・技術サービス業 ☐ 12 宿泊業、飲食サービス業 ☐ 13 生活関連サービス業、娯楽業 ☐ 14 教育、学習支援業 ☐ 15 医療、福祉 ☐ 16 複合サービス事業 ☐ 17 サービス業（他に分類されないもの）			
所在地	〒 -			
連絡先	電話番号： ()	担当者	所属部署	
	FAX番号： ()		氏名	
	Eメール： @			
常時雇用する従業員数	() 人			

※お届けいただいた内容については、この登録事務、事業以外には使用いたしません

□【必須項目】実施要綱を確認のうえ、「○」をつけてください。

	「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要綱」第3条（１）～（４）いずれにも該当します。
--	--

□貴社の取組にあてはまるところに「○」をつけてください。

○を記入	取組や意識啓発に関する項目
	① 子育てにおいては家庭が大切な役割を担うことを認識し、従業員のニーズ把握のもと、従業員の仕事と家庭の両立を支援する取組を進めます。
	② 従業員の男女を問わず必要な育児休業をとることができるよう、代替要員の確保などの取組や職場の雰囲気づくりを行います。
	③ ボランティア休暇、自己啓発休暇、リフレッシュ休暇、子どもの看護・介護休暇の有給化や期間延長など、休暇制度の充実を図ります。
	④ 従業員の年次有給休暇の取得促進のため、時間単位での取得などの取組や意識啓発を行います。
	⑤ 従業員が子どもとふれあう時間をもてるように「早く家庭に帰る日」やノー残業デーをはじめ、所定外労働を少なくする取組や意識啓発を行います。
	⑥ ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な働き方、フレックスタイム、勤務地の限定制度、在宅勤務などを取り入れます。
	⑦ 女性従業員の出産・育児後での職場復帰を進めるため、教育訓練や、休業前と同処遇での復帰、再雇用制度などの取組を行います。
	⑧ 従業員が利用できる自社内保育サービス（事業所内保育施設、預かり等）を提供します。
	⑨ NPOや地元自治会など地域と一体となった地域の子育て支援の取組を行います。
	⑩ 家族と従業員との理解を深めるため、子ども参観日や家族参加型の親睦行事を行います。
	⑪ 女性のキャリアアップや女性管理職の登用など、女性の活躍推進に向けた取組を行います。
	⑫ その他（従業員の仕事と家庭の両立を支援する特徴的・オリジナルな取組） 〔（記入例）「時間外労働を削減するよう朝礼で呼びかけています」「企業内家庭教育研修を実施します」等〕

□下記事項について、該当する場合は「○」をつけてください。

	県が条例で推奨している「早く家庭に帰る日」（毎月８、１８、２８日）を実践しています。
--	--

○（※１）は裏面<注釈>参照

○所管の労働局へ提出した「次世代育成支援対策推進法」第１２条に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（第一面）及び（第二面・第三面）も併せてお送りください。

<注釈>

- (※１) 新 規…岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進企業に初めて登録される場合、原則、翌月１日付けで登録証を交付します。
- 更 新…現在所有の登録証の期限が満了する前に提出してください。原則、有効期限となっている月の翌月１日付けで登録証を交付します。
- 切 替…令和７年３月３１日以前において登録を受けた企業のうち、「次世代育成支援対策推進法」第１２条に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」を労働局に提出したことにより、令和７年４月１日以降に登録を受ける場合、原則、翌月１日付けで登録証を交付します。
- 再交付…登録証を紛失し、再交付を希望する場合。